

医療法人社団善仁会 小山記念病院

言語聴覚士奨学金貸与のご案内

小山記念病院奨学金制度は、私たちの目指す医療に共感し、ともに歩んでくれる向学心に満ち溢れた学生の皆さんを応援する制度であり、返済の必要がない小山記念病院独自の奨学金制度です。

奨学金制度の概要

言語聴覚士 奨学金

貸与金額 月額 5万円

年2回貸与 前期30万円＋後期30万円＝60万円(年額)

※ 現在、在学中の方や金額の増額をご希望される方もご相談に応じます

将来、私たちの病院で勤務し、地域の皆様方とともに成長していきたいと思っている皆さん、ご応募お待ちしております。

(お問合せ先)

小山記念病院 事務局 野口・平岡

〒314-0030 茨城県鹿嶋市厨 5-1-2

電話 0299-85-1132 /E-MAIL roumu@koyama-hp.jp

奨学金 Q&A

[奨学金制度] 選考はどのように行ないますか？

一次試験は書類審査。二次試験は本人（奨学金受給者）、親、保証人と面接をして選考します。貸与までは以下のとおりです。



[奨学金制度] 奨学金のメリットは？

当院に勤務することが条件ではありますが、逆に言えば就職先が内定しているとも言えます。つまり、就職活動をしなくて良い、就職活動に時間を取られず国家試験合格に向けた勉強に打ち込めるということです。従って、将来、当院で働きたいと考えて下さる方には、大変利用価値のあるお助めの制度です。

[奨学金制度] 返済はどうなっていますか？

奨学金は、学校卒業後に言語聴覚士として当法人で「返済免除期間」を勤務していただければ返済の必要はありません。「返済免除期間」は、貸与を受けた奨学金の額にもとづき、次の式で求めた期間となります。また、期間は月数で計算します。

$$\blacksquare \text{返済免除期間(ヶ月間)} = \text{奨学金貸与総額} \div 5 \text{ 万円}$$

【返済免除期間の計算例】月額5万円の奨学金貸与を4年間(5万円×48ヶ月＝240万円)受けた場合、返済免除期間は240万円÷5万円＝48ヶ月になり、48ヶ月間(4年間)当院で勤務して頂ければ返済の必要はありません。

[奨学金制度] 返済免除期間の途中で退職する場合は？

次の計算式で求めた金額を退職日の翌月末日までに一括で返済して頂くことになります。

$$\blacksquare \text{一括返済額} =$$

$$\{ (\text{返済免除期間の月数}) - (\text{当院での実勤務期間の月数}) \} \times 5 \text{ 万円}$$

【一括返済額の計算例】

「返済免除期間」48ヶ月間の方が、24ヶ月間(2年)勤務し退職する場合。

(返済免除期間48ヶ月－実勤務期間24ヶ月)×5万円＝120万円となり、退職日の翌月末日までに120万円を一括で返済いただくことになります。

※ただし、入職後1年未満の退職につきましては、勤務期間に関わらず、退職日の翌月末日までに奨学金全額を一括で返済いただくことになります。

[奨学金制度] 受給期間中に留年・休学した場合は？

留年、休学をした場合の奨学金は、貸与金額を全額返金していただきます。ただし、当法人が認めた場合にのみ貸与停止となり、翌年、無事に進級されますと奨学金の貸与を再開いたします。留年、休学による貸与停止期間は最長1年です。1年を超える留年、

休学は貸与金額を全額返金していただきます。留年及び休学をした場合は、速やかに小山記念病院 事務局あてにご連絡ください。

[奨学金制度] 国家試験で不合格になってしまった場合は？

翌月末日までに、全額を一括返済して頂くことになります。

[奨学金制度] 連帯保証人には、どのような人がなっているのですか？

原則として、父と母です。配偶者になることはできません。

[奨学金制度] 保証人には、どのような人がなっているのですか？

原則として 4 親等以内の親族のうちで奨学生本人及び連帯保証人と別生計の人です。配偶者になることはできません。また、奨学金の申込日時点で 65 歳未満の方です。

[奨学金制度] 連帯保証人と保証人の違いは何ですか？

連帯保証人は奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。保証人は奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、奨学生本人に代わって返還する人です。

[奨学金制度] 連帯保証人は連帯して返還の責任を負うとはどういうことですか？

奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。そのため、奨学生本人の返済資力の有無にかかわらず、奨学生本人の返還状況によっては、連帯保証人から先に請求が行われる場合もあります。

[奨学金制度] 連帯保証人や保証人が引っ越した場合は？

届出が必要です。「転居・改氏名・勤務先（変更）届」に記入のうえ、事務局あてに早急に提出してください。

[奨学金制度] 連帯保証人を辞退したいのですが。

連帯保証人を一方的に辞退することはできません。奨学生本人から連帯保証人変更の届出があった場合で、当院の了承がされれば、連帯保証人を変更することができます。

⇒連帯保証人変更届

[奨学金制度] 保証人を辞退したいのですが。

保証人を一方的に辞退することはできません。奨学生本人から保証人変更の届出があった場合で、当院の了承がされれば、保証人を変更することができます。

⇒保証人変更届

[奨学金制度] その他

在学中の成績証明書を半期ごとに提出いただきます。また、提出後は必ず所属長との面談を行います。

言語聴覚士 奨学金 貸与規定

医療法人社団善仁会 小山記念病院は、言語聴覚士奨学金制度を下記のとおり規定する。

第1条(目的)

医療法人社団善仁会 小山記念病院は、言語聴覚士養成校に通学し、将来、言語聴覚士として当事業所において勤務せんとする者に対して、向学心を評価して次条以下の定めにより奨学金を貸与する。

第2条(性質)

本奨学金は、当事業所から受給者に対する金銭貸与の性格を有するものである。

第3条(資格)

本奨学金受給者は、将来、当事業所に勤務せんとする者に限る。

①言語聴覚士養成校に入学し、将来当事業所の言語聴覚士として勤務することを書面[様式2]にて約束している者(養成校の指定はしないものとする)

第4条(奨学金の内容)

本制度により貸与する奨学金の内容は下の通りである。

養成学校を問わず、月額 5 万円または前期 30 万円、後期 30 万円の年額 60 万円とする。

第5条(貸与の方法)

前条の奨学金は、別途所定書面[様式1]の申請人の手続きにより、受給者がこの貸与を受けることが出来る。

第6条(返済の方法)

奨学金の返済時期は下のとおりとする。

1. 理由のいかんを問わず、第3条記載の養成学校を退学、休学、留年した時は、その翌月末日までに奨学金全額を一括返済すること。
2. 理由のいかんを問わず、言語聴覚士として当事業所へ勤務することが出来なくなった場合、その翌月末日までに奨学金全額を一括返済すること。
3. 返済免除期間中に当事業所を退職した場合、1 年未満での退職は貸与金額全額を一括返済すること。1 年以上での退職は第9条に基づき、残金を一括返済すること
4. 上の 1.2.3 について、返済すべきが発生した日から、年 3%の違約利息を付して返済しなければならない。
5. 一括返済が不可能である場合は分割返済に変更し、年 2 割の遅延損害金を支払う義務が生じる。

第7条(連帯保証人)

本奨学金制度の適用を受ける者は、当事業所の承認する連帯保証人を 1 名立て、同人は本制度において受給者が当会に対して負担すべき債務一切を連帯保証するものとする。

当事業所の承認する連帯保証人は以下の該当項目を全て満たすものとする。

1. 奨学生が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること

2. 奨学生が成年者の場合は、その父又は母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の成年親族であること
3. 未成年者及び学生でないこと
4. 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと
5. 債務整理中(破産等)でないこと

第8条(保証人)

前条に規定する(連帯保証人)とは別に当事業所の承認する保証人を1名立て、同人は本制度において受給者が当会に対して負担すべき債務を保証するものとする。当事業所の承認する保証人とは、受給者本人と別生計の4親等以内(父母は除く)の成人親族とし、誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で65歳未満であることとする。また、申請時の収入証明書の提出を義務付ける。

第9条(免除)

1. 受給者が養成学校卒業後、言語聴覚士として当事業所で貸与金額相当の間、勤務した時は、当会は受給者の奨学金返済債務を免除する。

返済免除期間(ヶ月間)＝奨学金貸与総額÷5万円

2. 前項については、理由のいかんを問わず、上記期間内に、当事業所の身分を離れた時には、この限りではない。その時は、身分を離れた翌月末日までに、全額一括返済するものとし、且つ第6条2項を適用する。ただし、入職後1年未満の退職については、勤務期間に関わらず、奨学金貸与総額を全額一括返済するものとする。

一括返済額＝{(返済免除期間の月数)－(当院での実勤務期間の月数)}×5万円

第10条(報告)

受給者は、半期ごとに指定単位の取得状況等について報告を行うことを義務とする。

第11条(雑則)

その他、本規定の細部に関して、医療法人社団善仁会言語聴覚士奨学金内規を参考とする。